第２章　子どもの読書活動の推進のための方策

１．子どもの発達段階に応じた取り組み

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣が形成されるためには、おおむね中学生期までに十分な読書の習慣が身についていることが重要と考えられています。

また、学校種間の接続期（小学校入学、中学校入学など）において、生活環境が変わることで、子どもの読書離れが進む傾向にあります。

乳幼児、児童、生徒の一人ひとりの発達や読書経験に留意しながら、家庭・地域・図書館・学校園等が連携して、切れ目のない支援に取り組んでいく必要があると考えます。

（１）乳幼児期（おおむね６歳まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。

また、さまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

〈現状と課題〉

幼い子どもにとって、物語や絵本の世界に浸る体験は、未知の世界に興味や関心を広げるために大切です。

赤ちゃんは、生後数か月から絵本に興味を示しますし、文字を学ぶ前の子どもでも、自分で絵本を見て楽しんだり、読み聞かせをしてもらったりすることで、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうとともに、まわりの人と心を通わせることができます。

また、読み聞かせをしてもらうことで、本を読んでくれる人と大切な時間を過ごす快さを知ることができます。

乳幼児が絵本や物語などに親しむことの重要性を保護者に伝えたり、学校園や子育て支援施設など、保護者や乳幼児の身近な場所で本の楽しさに触れたりする機会をつくっていくことを通じて、身近な場所に本がある環境づくりと読み聞かせの推進に取り組むことが求められます。

〈取り組み〉

①本と出合う

・保護者への乳幼児向けのおすすめ本に関する情報提供
・乳児健診や子育て支援の場等、様々な機会を活用した読み聞かせの実施や保護者の本選びへのアドバイス
・おはなしのへや（乳幼児向けの読み聞かせ会）等、本との出合いの機会を提供する行事の開催
・ブックスタート事業※による、家庭での読書の習慣づくりと本を通じた親子の触れ合い
・読書に関心のない子どもや保護者が町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催
・乳幼児と小中高生の読書を通じた世代間交流の促進

②本に親しむ

・乳幼児やその保護者にとって使いやすく魅力的な町立図書館サービスの提供（読み聞かせの実施、わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫等）
・教育・保育・子育て支援施設の絵本コーナーの充実
・教育・保育・子育て支援施設や地域の文庫活動等への、町立図書館からの団体貸出の促進
・家庭での読み聞かせや本を通じた交流の時間づくり

③体制づくり

・教育・保育・子育て支援施設の職員や保護者を対象とした、講座・勉強会等の実施
・読書活動ボランティアの養成

（２）小学生期（おおむね６歳から１２歳まで）

小学生期には、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始め、読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。

〈現状と課題〉

この時期の子どもは、生涯にわたる読書習慣を身につけていくために、幅広く読書を楽しみながら、内容や要旨をとらえるなど基本的な読む能力を身につけるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を身につけていくことが望まれます。

そのためには、学校や家庭を中心として、子どもが「本を読んで面白かった」、「本が役に立った」という経験ができるような取組みを地道に行うことが重要です。

学校全体や家庭で一緒に読書する時間を確保し、子どもの興味や目的に合った魅力的な本と出合えるような読書環境づくりや幅広い分野の本を紹介していく取組みを進める必要があります。

〈取り組み〉

①本と出合う

・担任や学校司書、司書教諭等の教職員による児童へのおすすめ本の紹介
・おはなし会（児童向けの読み聞かせ会）等、本との出合いの機会を提供する行事の開催
・ブックトークやコーナーの設置など、一定のテーマを立てて行う、おすすめ本の紹介

・読書に関心のない子どもや保護者が町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催

②本に親しむ

・学校図書館や公立図書館における子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な施設・設備配置（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）
・学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確立
・学校における一斉読書（朝読）の実施と本選びのサポート
・学校、放課後児童クラブ、地域の文庫活動等への、町立図書館からの団体貸出の促進
・家庭での読み聞かせや本を通じた交流の時間づくり

③読む力をつける

・児童が学校図書館を利用するためのオリエンテーションや町立図書館見学の実施
・児童が目的や課題に応じた本選びをできるようになるための、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施
・学校図書館や町立図書館を活用した調べ学習の充実
・町立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置等）

④体制づくり

・「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施
・学校司書、司書教諭の適切な配置と、学校教職員を対象とした研修等学習機会の充実
・読書活動ボランティアの養成

（３）中学生期（おおむね１２歳から１５歳まで）

中学生期には、多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。

また、自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようと考えるようになります。

〈現状と課題〉

読書には、楽しむための読書だけでなく、必要な情報を読み取るための読書、さらには読み取った情報を基に自分の考えを明確にしていくための読書など、様々な目的のものがあります。

読書活動は本来読み手の個人的な活動であり、自主性や自発性を尊重することが重要ですが、子どもの興味や関心に応じた計画的、継続的な指導により、中学生期については義務教育の最終段階として、日常生活における読書活動を「目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること」につなげ、継続的な読書を促すようにすることが求められます。

学習活動のなかで、必要な情報の集め方や、情報を読み取るための読み方、その情報の活用の仕方について理解させると同時に、読書の範囲を広げ、手に取る本や文章の質を向上させていくためには、子どもが、目的や興味に応じた魅力的な本に出合うための環境づくりを行うことが大切です。

中学生期は、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりやすい時期でもありますが、学校全体で、一斉読書（朝読）等の本を読む時間の確保や、ブックトーク、ビブリオバトル（書評合戦）等魅力的な本を紹介する取り組み、学校図書館を活用した体系的な読書指導を行うとともに、町立図書館や読書活動ボランティア、地域の文庫等が地域ぐるみで協力、連携しながら子どもの読書への関心が途切れないように働きかけていく必要があります。

〈取り組み〉

①本と出合う

・担任や学校司書、司書教諭等の教職員による生徒へのおすすめ本の紹介
・ブックトークやコーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
・ビブリオバトル（書評合戦）によるゲーム感覚を取り入れた生徒同士のおすすめ本の紹介
・読書に関心のない中学生が、町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催

②本に親しむ

・町立図書館における開館時間の確保、ヤングアダルト（ティーンズ）世代※向けのコーナーの設置、調べ学習のための参考図書の整備等、中学生が使いやすく魅力的なサービスの充実
・学校図書館における開館時間の確保、子どもの本選びのサポート等の充実及びその実現に向けた学校内組織体制の確保
・委員会活動や部活動など生徒主体による読書活動の活性化
・学校における一斉読書（朝読）の実施とその際の本選びのサポート
・学校、地域の文庫活動等、町立図書館による団体貸出の促進

③読む力をつける

・生徒が学校図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
・生徒が目的や課題に応じた本選びができるようになるための、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施
・学校図書館や町立図書館を活用した調べ学習の充実
・町立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出に関する情報提供、調べ学習コーナーの設置等）

④体制づくり

・「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の一斉啓発活動の実施
・学校司書、司書教諭の適切な配置と、学校教職員を対象とした研修等学習機会の充実
・中学校における委員会活動の育成
・読書活動ボランティアの養成

（４）高校生期（おおむね１５歳から１８歳まで）

この時期、読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

〈現状と課題〉

中学生期と同様、幅広い読書活動を通じて、情報を得て用いたり、もの

の見方や感じ方、考え方を豊かにしたりすることが求められるとともに、高校生期には、文章表現の特色に注意して読んだり、内容を的確に読み取ったり、必要に応じて要約や詳述をしたりすること、人物、情景、心情などを表現に即して読み味わうこと、書き手の意図をとらえたりすることが求められます。

また、中学生期と同様、興味や関心、活動範囲が広がることにより、読書から遠ざかりやすい時期ですが、子どもが自主的な読書活動に取り組めるよう、子どもの目的や興味に合った魅力的な本に出合うための環境づくりを行うが大切です。

町立図書館での調べ学習をはじめとした、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めることの指導、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育くむためのブックトークやビブリオバトル（書評合戦）等の導入など、生徒のこれまでの読書活動との関わりや段階を踏まえた取組みを進めるとともに、町立図書館や読書活動ボランティア、地域の文庫等が地域ぐるみで協力、連携しながら子どもの読書への関心が途切れないように働きかけていく必要があります。

〈取り組み〉

①本と出合う

・町立図書館における、ブックトークやコーナーの設置など、一定のテーマを立てて行うおすすめ本の紹介
・町立図書館における、ビブリオバトル（書評合戦）によるゲーム感覚を取り入れたおすすめ本の紹介
・読書に関心のない高校生が、町立図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催

②本に親しむ

・町立図書館における開館時間の確保、ヤングアダルト（ティーンズ）世代※向けのコーナーの設置、調べ学習のための参考図書の整備等、中学生が使いやすく魅力的なサービスの充実

③読む力をつける

・生徒が目的や課題に応じた本選びをするための、司書によるサポートの実施

・町立図書館を活用した調べ学習の充実
・町立図書館における調べ学習の支援（本選びのサポート、コーナーの設置等）

④体制づくり

・司書を対象とした研修等学習機会の充実

（５）特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ

〈現状と課題〉

障害のある子ども、発達に課題のある子ども、日本語を母語としない子ども等、さまざまな身体的・社会的な理由で支援を必要とする子どもは、読書に親しむ機会が少なくなりがちです。

子どもの知的活動を増進し、人間形成や情操を養うために、子どものニーズや、興味・関心に合った読書活動を支援していくことが必要です。

町立図書館や学校における特別支援学級では、障害の状態に応じた選書や施設・設備等の整備、読書活動ボランティアの支援等による本と出合う機会づくりを行うことが重要です。

また、特別支援学級においては、学級の実態に応じて、学校図書館を活用した教育活動の展開に一層努めていく必要があります。

なお、町立図書館においては、地域や学校に日本語を母語としない子どもがいる場合には、多言語の図書を充実させるとともに、病院等の施設にいる子どもの読書活動を支援することも求められます。

〈取り組み〉

①本と出合う

・担任や学校司書、司書教諭、町立図書館司書等の教職員による、児童生徒へのおすすめ本の紹介
・支援が必要な子どもの状態に応じた本との出合いを提供する行事の開催（おはなし会、おはなしのへや 等）

②本に親しむ

・学校図書館や町立図書館における、子どもの発達段階に応じた、使いや

すく魅力的な施設・設備の充実（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫）

・町立図書館等における子ども向けの点字図書、録音図書（ＤＡＩＳＹ※等）、ＬＬブック※、外国語図書等の充実、電子書籍の活用及び目録情報の整備

・学校、地域の文庫活動等への町立図書館による団体貸出の促進

・手話や多言語による読み聞かせ等の実施

・図書館に行くのが困難な子どもがいる施設（病院・診療所等）への出張読み聞かせ等の実施

③読む力をつける

・子どもが目的や課題に応じた本選びができるようになるための、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートの実施

・学校図書館や町立図書館を活用した調べ学習の充実

・公立図書館における調べ学習の支援（教職員に対する本選びのサポート、団体貸出しに関する情報提供、調べ学習コーナーの設置）

④体制づくり

・学校司書、司書教諭の適切な配置や、学校教職員を対象とした研修等学習機会の充実

・読書活動ボランティアの養成

※ブックスタート事業：乳幼児が、本との出会いをとおして親子のふれあいを深めることを目指す事業。奈義町では、乳児健診時に司書がブックスタートの趣旨や子どもの読書の重要性について説明するとともに、絵本や図書館作成の絵本リスト等を配布し、日常生活に読書の習慣を取り入れるきっかけづくりを行っている。

※ヤングアダルト世代：Young Adulthood（ヤング アダルトフッド）。大人と子どもの中間層にあたる世代。ここではおおむね小学校高学年から中学生・高校生程度の年齢層を指す。ＹＡ（ワイエー）（英語の頭文字をとって）またはティーンズ世代とも。

※ＤＡＩＳＹ（デイジー）：Digital Accessible Information System（デジタル アクセシブル インフォメーション システム）＝「アクセシブルな情報システム」の略。デイジーコンソーシアムが提唱する、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音の国際標準規格。
視覚障害者の他、学習障害、知的障害、精神障害の人にとって有効な学習ツールとして活用されている。

※ＬＬ（エルエル）ブック：知的障害のある人や日本語を母語としていない人など、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でも、やさしく読めるように、やさしいことばや文章、写真やイラストを多く用いるなどの工夫がされている本のこと。「ＬＬ」とは、スウェーデン語の Lattlast の略語で、「やさしく読める」という意味。

トピック：子どものころの読書体験がもたらす影響について
～国立青少年教育振興機構の調査結果より～

国立青少年教育振興機構が２０１３年に公表した『子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書』によると、子どものころの読書体験が成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果等について、次のような分析結果を報告しています。

【成人】

○子どもの頃に「本を読んだこと」や「絵本を読んだこと」等の読書活動が多い成人や、現在までに「好きな本」や「忘れられない本」があると回答した成人は、１か月に読む本の冊数や１日の読書時間が多い。

○子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い。子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど、現在の意識・能力が高い。

○子どもの頃に読書活動が多い成人は、子どもの頃の体験活動も多い。

○子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、ボランティア活動に参加したことがある人の割合が多く、また、読み聞かせを行う等、読書を通した子どもとの関わりが多い。

【中学生・高校生】

○就学前から中学時代までに読書活動が多い高校生・中学生ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」、「論理的思考」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い。特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、現在における「社会性」や「文化的作法・教養」との関係が強い。就学前から中学時代までの読書活動と体験活動の両方が多い高校生・中学生ほど、現在の意識・能力が高い。

○就学前から中学時代までに読書活動が多い高校生・中学生は、就学前から中学時代までの体験活動も多い。

上記の分析結果からは、子どものころに身につけた読書の習慣が、大人になっても、その人によい影響を与え続ける傾向にあることが分かります。

奈義町では、地域、学校、図書館など、子どもの読書に関わる個人や団体が連携して、子どもと本とのよい出会いにつながるチャンスを、可能な限り多く提供していくことが重要であると考えています。

２．家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み

（１）家庭における取り組み

〈現状と課題〉

子どもの読書習慣は、日常生活の中で形成されるものであり、子どもにとってもっとも身近な存在である保護者が、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれます。

家庭における読書は、本を介して家族が触れ合う時間を持ち、絆を深める手段として重要なものであり、子どもの興味・関心や発達段階に応じた読書傾向等を踏まえながら、読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむきっかけづくりをすることが重要です。

また、家庭における読書をより豊かで幅広いものにするためには、学校、図書館、保健相談センター、団体、企業、ボランティア等、子どもの読書に関わるさまざまな機関や個人が連携・協力して、支援を行うことが重要です。

奈義町では、家庭における子どもと本の出会いにつながるさまざまな取り組みに努めてきました。

幼いころから身近に本があり、本を通じて家族がふれあう機会が定着することを目指し、平成１５年度からブックスタート事業を実施しています。

また、保健相談センターで行われる「よちよち広場」（乳児を子育て中の保護者を対象にした親子教室）での司書による絵本の紹介や、図書館での赤ちゃん絵本の整備等、ブックスタートが単なるイベントに終わってしまわないよう、実施後のフォローアップに努めているところです。

ブックスタート後に図書館で利用者カードをつくって本を借りていく親子が増え、乳幼児向け絵本の貸出が伸びていることからも、事業の成果が浸透してきていることがうかがえます。

その他、子どもが本と出会い、読書に親しむきっかけにつながる活動や催しに親子で参加してもらえるよう、関係機関の協力を呼びかけています。

また、子どもの思考力・想像力の低下が憂慮されており、家庭において、家庭において、ＰＣやスマートフォンが普及することで、幼少期から日常的にインターネット等の情報メディアに触れる機会が増えるのに反比例して、活字による読書体験が減っていることが、その原因のひとつと考えられています。

保護者に対しては、読書や言葉・文字の大切さ、乳幼児期から家庭で読み聞かせを行うことや、思春期までに主体的な読書の習慣が身につくように支援することの重要性について、理解を促す必要があります。

また、子育て支援関係の部署や団体等とともに、子どもが情報メディアと適切に接する姿勢や心構え（メディアリテラシー※）について考える機会づくり、子どもの生活リズム向上を目指した取り組みを支援していくことが重要です。

〈取り組み〉

①おはなしのへや（乳幼児向けの読み聞かせ会）、おはなし会（児童向けの読み聞かせ会）等、親子を対象にした読書に関する行事への参加を促します。また、乳幼児期からの読み聞かせの啓発等、家庭教育支援を一層推進します。

②ブックスタート事業の継続、充実を図ります。

③「よちよち広場」、「絵本タイム」等、保護者が集まる機会を利用して、読書に関する情報発信に努めます。

④家庭における「家読（うちどく）※」の取り組みを奨励します。

⑤子どもと保護者にメディアリテラシー※や情報モラルへの理解を促します。

※メディアリテラシー：Media Literacy。情報メディア（媒体）の特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。情報リテラシー。

※家読（うちどく）：家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動。家庭読書、ファミリー読書。

（２）地域と図書館における取り組み

〈現状と課題〉

子どもにとって図書館は、魅力ある本と出会うことができる場所であり、豊富な資料の中から興味のあることがらを自分で学ぶことができる場所です。

しかしながら、遠隔地の子どもが町の中心部にある図書館にひとりで来館することは困難であり、それらの子どもが図書館を利用するために保護者の協力は欠かせません。

また、来館困難な子どもに対しては、地域の子育ての集まりや読書サークル等への団体貸出や定期配本等のアウトリーチ（遠隔）サービスを通じて、日常的に本とふれあうアクセスポイント（拠点）づくりを進めていく必要があります。

保健相談センターやチャイルドホーム、つどいの広場“ちゅくしんぼ”、みんなのおうちぽっかぽか、地域の文庫等で行われる、子どもへの読み聞かせやブックトーク※、保護者向けの勉強会等もそのひとつであり、こうした子どもと保護者の居場所における読書活動が一層推進されることが期待されます。

併せて、さまざまな身体的・社会的理由で読書に障害のある子どもに対しては、それらの障害や発達の程度に応じて、情報格差を取り除くための人的支援や情報機器の整備などを進める必要があります。

上記のような取り組みが十分な機能を発揮するためには、図書館だけでなく、地域の子育てや読書活動に関わる個人や団体とも連携しながら、地域ぐるみで子どもが自律的に読書活動を行うことができる環境づくりを進めていく必要があります。

〈取り組み〉

①町立図書館における取り組み

・以下の表は、第２次奈義町子ども読書活動推進計画(2014年～)策定後の、子どもによる町立図書館の利用状況を示したものです。

◎子どもの図書館利用状況（うちカッコ内は中学生・高校生）

年度	入館者数(人)	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)	調査相談(件)
2014	9,346 (4,147)	6,675 (3,082)	8,114 (3,124)	187 (125)
2015	8,977 (4,099)	7,202 (3,421)	10,639 (4,546)	182 (88)
2016	9,294 (4,218)	7,736 (4,000)	9,097 (3,598)	244 (118)
2017	9,896 (4,456)	7,477 (3,757)	10,527 (3,863)	198 (102)

※調査相談（レファレンスサービス）：利用者の求めに応じて、調査・研究に必要な本の紹介や資料・情報の検索・提供等を行うこと。

・年度によって数値の増減はあるものの、全体として増加傾向にあり、策定後の取り組みを通じて一定の成果が挙がりつつあると考えられます。
第２次計画により生まれた読書状況の改善の動きを引き継ぎ、さらに発展できるよう施策に取り組む必要があります。
第３次計画では、町立図書館を、子ども同士がつながり合い学び合う場として位置づけるとともに、各種の取り組みを通じて、入館者数の増加等、利用の促進を図ります。

・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえた取り組みに努めます。
・子ども向け資料に関する利用案内の発行や、レファレンスサービス※（調査相談業務）の充実に努めます。また、ヤングアダルト（ティーンズ）世代の利用者に対する資料及びサービスの充実に努めます。
・岡山県立図書館が運用する資料搬送システムをはじめとする図書館間ネットワークの活用による資料と情報の提供に努めます。
・地域の文庫等へのグループ･施設等への団体貸出の促進、保育園･幼稚園･小学校・中学校・チャイルドホーム・つどいの広場“ちゅくしんぼ”・なぎ放課後児童クラブ・みんなのおうちぽっかぽか等への定期配本をはじめとする､町内のサービスポイント（拠点）の拡充と資料搬送ネットワークの整備を通じて、日常的に来館困難な子どもへのサービスに努めます。
・町立図書館司書が学校を訪問したり、児童生徒が図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング※、本の紹介等を通じて、子どもの読書活動を支援します。
・図書館を利用する子どもが、新しい情報通信技術に触れ、それらを活用できる環境整備と支援に努めます。
　例：ＩＣＴ※（情報通信技術）機器等の整備及びそれらの機器やサービスの活用の支援
・地域への理解を深めるための資料収集・紹介に努め、地域にちなんださまざまなテーマで展示や行事等を行います。
・友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高め、本を通じた他者とのつながりづくりにつながる取り組みの充実を図ります
　例：書評合戦（ビブリオバトル)、読書会、チャレンジ！一日図書館員、ブックトーク 他
・図書館の役割や読書の楽しさ、必要性を理解してもらうための講演会や講座の開催等の啓発活動に努めます。
・障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもへの支援と、自由に読書を行える環境づくりに努めます。
　例：点字資料・大活字本・録音資料（ＤＡＩＳＹ）の整備、障害者向けの情報機器の設置、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の導入、図書館利用の介助、筆談等によるコミュニケーションの確保、代読サービス 他

②子育て支援施設や読書ボランティア等との連携

・子育て支援施設（なぎチャイルドホーム）などの子どもと保護者が集う施設や、日常的に子どもや保護者と関わる機会の多い読書ボランティア等との相互協力、連携に努めます。

例：絵本タイム（つどいの広場“ちゅくしんぼ”に来所する保護者を対象にした児童書の勉強会）の実施、点訳サークルの協力による点字資料の納本、朗読サービスの協力による録音資料の納本、資料の代読サービス、なぎ昔話語りの会季節の公演（地域の昔話の語りによる普及活動）他

③子どもの読書に関わる個人、団体への支援

・小学校・中学校図書館への町立図書館司書の派遣を行います。
町立図書館司書が学校司書を兼務することで、児童生徒の読書の現状を把握し、図書館・学校間の情報共有を図るとともに、連携・協働を進めます。

・子どもの読書活動の推進に携わる個人や民間団体を把握し、それらの個人や団体に対して、子どもの読書活動に関する情報提供を図ります。

※レファレンスサービス（調査相談）：利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料・情報の検索・提供等を行うこと。

※ブックトーク：本への興味を引き出すような工夫を凝らしながら、複数の聞き手に対して本の紹介を行うこと。

※ストーリーテリング：話し手が、おはなしや物語を覚えて、本なしで聞き手に語って聴かせること。

※ＩＣＴ（アイシーティー）：Information（インフォメーション） and（アンド） Communication（コミュニケーション） Technology（テクノロジー）（情報通信技術）の略。コンピュータや、インターネット関連などの分野における、技術や、それらの産業・設備・サービスなどへの活用の総称。

（３）学校園等における取り組み

〈現状と課題〉

２０１７（平成２９）年３月に告示された新学習指導要領※では、総則において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」を指導目標に掲げています。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む「読書センター」としての機能、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

また、児童生徒が自ら考えて判断し、行動できる資質や能力等を育むための、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング※）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

学校においては、上記の指導目標を達成するために、学級担任・司書教

諭（図書担当）・学校司書の連携を中心として、学校ぐるみで読書活動に対する意識を深め、教育活動全体を通じて多様な指導の展開を図りながら、児童生徒の望ましい読書習慣が形成されるよう努めることが求められています。

現在、町内の学校では、読書の楽しさとの出会いと読書習慣の形成を目的に、始業前の時間に児童生徒が本を読む「朝の読書」の取り組みに加えて、学級担任、司書教諭、学校司書等の教職員が、子どもの発達段階に応じた本を紹介したり、読書ボランティアや町立図書館等と協力して読み聞かせやストーリーテリングを行う等、子どもの読書習慣の形成につなげる工夫に努めています。

また、町立図書館から学校への定期配本、小学校・中学校に町立図書館司書が赴いて行うブックトークなどの読書支援は、子どもが広く本を知り、多分野の本に興味を持つ機会となっています。

子どもと本との出会いをより豊かにし、生涯にわたる読書習慣の形成を図るためには、子どもが日常の多くの時間を過ごす学校園で、より一層本の楽しさと出会える機会を増やしていくことが求められます。

また、教科書指導のための研究文献や教師向け指導教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうしたと書資料のレファレンスや取り寄せ等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来行うべき重要な役割の一つです。

学習指導要領では、各教科等での学校図書館の計画的な利用と機能の活用が求められており、指導の改善・充実のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切です。

しかしながら、少なくともこれまでの学校図書館については、このような機能が十分に発揮されてきたとは言い難い実態があり、町立図書館と連携しながら、改善に取り組んでいく必要があると考えます。

〈取り組み〉

①児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

・一斉読書（朝読）の実践や学校図書館の利用指導、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、図書（文化）委員会活動の活性化等の取り組みをいっそう奨励します。

・友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高め、本を通じた他者とのつながりづくりにつながる取り組みの充実を図ります。
　例：書評合戦（ビブリオバトル）、読書会、ブックトーク 他
・学校支援ボランティアとの連携による読書支援活動（読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク等）を通じて、児童生徒の読書に対する興味付けや、読書機会の提供に努めます。
・学校において本を推薦するコーナーを設けたり、話題の本を紹介する等、児童生徒の興味や関心を喚起するよう工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。
・小学校、中学校においては、図書に加えて、速報性や時事性に優れた逐次刊行物（新聞・雑誌など）の収集に努めます。新聞については、ＮＩＥ（エヌアイイー）※への活用に努めます。
・児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、国語の研修講座や司書教諭研修講座等に積極的に参加し、読書指導に関する研究や先進的な取り組みを各校に広め、教職員の指導力の向上、学校図書館や町立図書館を活用した指導の充実を図ります。
・放課後児童クラブ（学童保育）をはじめとする、児童を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせ等を推進します。

②家庭・地域・町立図書館との連携による読書活動の推進

・学校が家庭・地域と連携して、子どもの生きる力を育む読書活動を推進するよう努めます。また、事例の紹介・普及を図ります。
・読書活動の持つ意義や効果を教員が共通して認識できるような研修を進め、読書活動の効果を学校教育活動全体に生かせるよう努めます。
・学級文庫の充実を図り、読書活動を促進します。
・家庭における「家読（うちどく）」の取り組みを奨励します。
・子どもの読書活動の推進に関わる学校関係者の意識が高まるよう、先進的な取り組みに関する情報交換等を行います。
・町立図書館司書が学校司書を兼務することで、児童生徒の読書の現状を把握し、図書館・学校間の情報共有を図るとともに、連携・協働を進めます。

③障害のある子どもへの読書活動の推進

・障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、読書活動支援について、知的障害、身体的障害等障害の種類や程度に応じた選書や環境の整備を図ります。

④子どもの「心の居場所」としての学校図書館

・自由時間や放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持ったりすることができる場であり、また、さまざまな理由で教室になじめない児童生徒にとっては、避難場所ともなりえます。
学校図書館が、校内における「心の居場所」として、安全・安心に過ごせる場になるよう、環境整備に努めます。

⑤保育園や幼稚園における子どもの読書活動の推進

・保育所保育指針※や幼稚園教育要領※に示すように、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うよう、保育士や教員の理解を図ります。
また、保護者に対しても読書活動の大切さについて啓発します。
・保育園や幼稚園において絵本や物語に親しみ、絵本を通じて友達と心を通わせたり、想像したりする楽しさを味わうことができる環境整備を促すとともに、豊かな心を育むため、絵本や物語に親しむ環境を工夫する取り組みを進めます。
　例：読書ボランティアや図書館司書による絵本の読み聞かせ、学校園への団体貸出・定期配本
・なぎチャイルドホーム・つどいの広場“ちゅくしんぼ”・放課後児童クラブ・みんなのおうちぽっかぽか等の子育て支援施設と読書ボランティア、町立図書館が連携して、子どもを対象にした読み聞かせ等を推進します。

※学習指導要領：文部科学省が学校教育法施行規則に基づいて告示する、小学校・中学校・高等学校等における教育課程の基準。幼稚園においては、幼稚園教育要領がこれにあたる。おおむね 10 年ごとに改訂され、現行の要領は 2018 年度に告示されている。幼稚園は 2018 年 4 月、小学校は 2020 年 4 月、中学校は 2021 年 4 月、高等学校は 2022 年度入学生から施行。（特別支援学校は、それぞれ幼稚園、小学校・中学校・高等学校に準じる。）

※アクティブ・ラーニング：Active Learning。教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、児童生徒の能動的な学びへの参加を取り入れた教授・学習法の総称。認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る手法であり、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれる。
例：教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等

※ＮＩＥ（エヌアイイー）：Newspaper in Education（ニュースペーパー イン エデュケーション）。学校などで新聞を教材として活用すること。学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に情報活用能力と言語能力の向上が欠かせないとの観点から、各教科への新聞の活用を位置づけている。

※保育所保育指針：厚生労働省が児童福祉法第 45 条に基づいて定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 35 条の規定により告示する、保育の内容やこれに関連する運営等のガイドライン。おおむね 8 ～ 10 年ごとに改訂され、現行の指針は平成 29 年度に告示されている。1 年間の周知期間を経て、平成 30 年度から施行。

トピック：アクティブ・ラーニング（主体的で深い学び）と学校図書館

次期学習指導要領（２０２０年から順次実施予定）では、討論や発表などの主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）につながる授業改善が、重点項目の一つに挙げられており、アクティブ・ラーニングが十分に行われるためには、学校図書館の充実が不可欠としています。

次期要領の方向性を示した中央教育審議会「審議のまとめ」では、学校図書館に、従来からの児童生徒が読書活動を行う「読書センター」としての機能に加えて、書籍、新聞、画像、動画などの幅広い資料を整備し、子どもの主体的で深い学びを支える「学習センター」としての機能、情報収集、選択、活用能力を育成し、また、教師の授業づくりを資料面で支える「情報センター」としての機能を求めています。

また、特別支援教育、英語教育、18 歳選挙権に伴う主権者教育など、新たな課題に対応できるよう、物語や読み物などに加えて、自然科学や社会科学などに関する資料の割合を高めるとともに、アクティブ・ラーニングなどで図書館資料を用いたグループ学習やディスカッションなどを行える場として整備していく必要があるとしています。

あわせて、各自治体の教育委員会が、上記のような役割を発揮できる学校図書館を整備するための基準を示した「学校図書館ガイドライン」を策定することを提言しています。

そのなかで、学校図書館が「学習・情報センター」として機能を果たすためには、書籍に加えて、視聴覚資料（ＣＤ・ＤＶＤ等）、新聞、雑誌を整備し、また、発達障害を含むさまざまな障害のある子どもや日本語を母語としない児童生徒に対応した、点字図書、録音図書、大活字図書、電子図書、外国語の図書などの幅広い資料を充実させる必要があるとしています。

上記のように学校図書館には、児童生徒が本を通じて学びを深め合い、その成果を発信する場として活用されることが期待されています。

３．子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実

（１）町立図書館の整備・充実

〈現状と課題〉

奈義町立図書館の蔵書数９１，１１２冊（２０１８（平成３０）年３月末日現在）のうち、児童書は２４，０２２冊で全体の２６．４％を占めます。

年間の出版点数約５千タイトルといわれる児童書のなかから、引き続き子どもの発達やニーズに応じた選書と、子どもが多くの本に親しみ、みずからの興味と関心で選ぶことができる魅力的な蔵書の充実が求められます。

町立図書館では、司書やボランティアによる読み聞かせ等、子ども向けの行事が年間を通じて行われています。

町立図書館は、一部の地域を除いておおむね４キロ圏内で町内のどこからでも来館できることから比較的好立地にあるといえますが、自動車等の交通手段を持つ大人とことなり、周辺部に住む子どもにとって一人で来館することは困難です。

また、町立図書館には、子どもに自由な学習の場を提供するとともに、学校図書館を資料面で支援する役割が求められています。

子どもが来館しやすいよう保護者の協力を仰ぐとともに、学校等への定期配本や地域のボランティア等への団体貸出等町内の資料搬送ネットワークの整備を通じて、子どもが直接本にふれ、自らの興味や関心で本を選べる環境づくりを図っていく必要があります。

なお、公立図書館に置かれる専門的職員である司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等、子どもと公立図書館をつなぐ要であり、子どもに対する図書館サービスに関する知識と技能のさらなる向上が望まれます。

多くの子どもが図書館を活用し、読書の楽しみや魅力、自分で学ぶ喜びを見出せるような図書館の整備と充実を図っていく必要があります。

〈取り組み〉

・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成２４年１２月改正施行）等を踏まえた取り組みに努めます。
・児童図書の収集・提供の充実を図ります。
・読み聞かせやブックトーク活動等を実施して読書のきっかけづくりをします。
・子どもの日常生活や学習上の疑問に回答するレファレンスサービス（調査相談業務）の充実、子どもの読書と学習活動を支援します。
・町内の小学校･中学校と連携して､学校図書館に町立図書館司書を派遣し、読み聞かせやブックトーク、図書館運営への協力、児童生徒の図書委員会活動への助言等を行います。また、子どもの読書活動に関わる団体等と連携を図りながら各種事業を実施します。
・社会における情報化の急速な進展に対応し、子どもが新しい情報機器や情報メディアを学ぶことができる、図書館機能の充実に努めます。
　例：ホームページやＳＮＳ※（ソーシャル･ネットワーキング･サービス）による情報発信
　　インターネットを通じて、家庭や外出先から町立図書館の蔵書検索、予約等を行える機能の充実
　　館内で利用できるインターネット接続環境やタブレットＰＣ等の整備　他
・小学校・中学校読書指導でのオリエンテーション等を通じて、児童生徒が図書やインターネットをはじめとするメディアとの接し方について考え､情報活用能力（メディアリテラシー）を身につける機会を提供します。
・本の紹介・案内等を作成し配布します。
・特集コーナー・特別展示等を通じて、子どもと本との出会いづくりをします。
・乳児健診時にブックスタート事業を実施し、乳児期から親子で本に親しむ環境づくりをします。また、実施後のフォローアップに努めます。
・子どもの発達段階に応じた、使いやすく魅力的な施設・設備配置に努めます。（わかりやすい表示、書棚の高さやレイアウトの工夫等）
・障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう点字図書や録音図書、大活字本等の整備に努めます。また、知的障害、身体的障害等障害

の種類や程度に応じた選書や、ユニバーサルデザイン※化等環境の整備を図ります。

・岡山県立図書館が運用する資料搬送システムをはじめとする図書館間ネットワークの活用による資料と情報の提供に努めます。また、団体貸出や保育園・幼稚園・学校・チャイルドホーム・つどいの広場“ちゅくしんぼ”・なぎ放課後児童クラブ等への定期配本をはじめとする町内の資料搬送ネットワークの整備を通じて、日常的に来館困難な子どもへのサービスに努めます。

・司書が学校を訪問したり、児童生徒が図書館を訪問したりすることによって行われる、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等を通じて、子どもの読書活動を支援します。

・町内の学校・施設・子どもの読書活動に関わる団体等を対象にした定期配本・団体貸出を行います。

・読書活動推進のための講座を開催します。

・研修・研究への参加等を通じて司書の資質向上に努めます。

・体験教室「チャレンジ！一日図書館員」等の体験事業を通じて、図書館や本に対する興味・関心を喚起します。

※ＳＮＳ（エスエヌエス）：Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。インターネットを利用して、参加するユーザー同士が、自分の趣味や、友人、日常生活などのことを公開し合ったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたサービス。ツイッターやフェイスブック、ラインなどが代表的なサービス。

※ユニバーサルデザイン：Universal Design。類似の用語である「バリアフリー（和製英語）」が、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）に対処する考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方として用いられる。

（２）学校図書館等の整備・充実

〈現状と課題〉

読書活動の充実は、児童生徒が確かな学力を身につけ、豊かな人間関係を構築するための基盤となる言葉の力を育むことにつながります。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし豊かな心を育む「読書センター」としての機能、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

また、児童生徒が自ら考えて判断し、行動できる資質や能力等を育むための、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

これらの取り組みを実現するためには、常に新鮮な内容の資料を提供するとともに、学問の進歩や社会情勢の変化によって記述が古くなり、子どもに誤った情報や知識を提供することになる資料の適切な更新を進めていく必要があります。

国は、学校図書館図書標準を達成し、図書資料、施設、設備、人員等の整備・充実を図るための新たな「学校図書館図書整備等５か年計画（第５次）」を策定し、２０１７（平成２９）年度からの５年間で総額２，３５０億円の地方交付税措置を講じています。

奈義町においても、上記の点をふまえながら、児童生徒・職員が利用しやすい学校図書館の機能の充実が求められます。

〈取り組み〉

①学校図書館図書整備等５か年計画による図書資料等の計画的な整備が図られるよう努めます。

②町立図書館・学校図書館における、図書館情報システムの相互接続、情報連携を進めます。

③授業における読書指導等の教育活動を行う「司書教諭（または図書担当）」の配置を促します。また、学校図書館の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動等の支援等を行う「学校司書」の配置に努めます。

④学校図書館関係職員が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、校内での理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等を促します。

⑤校内研修や研究会等を通じ、関係する教職員間の連携を促します。

⑥児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク、学校図書館に関する広報活動等に努めます。

⑦小学校・中学校においては、図書に加えて、速報性や時事性に優れた逐次刊行物（新聞・雑誌など）の収集に努めます。新聞については、ＮＩＥへの活用に努めます。

⑧保育園や幼稚園において、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書にふれることができるスペースの確保を促します。

⑨保育園や幼稚園において、図書の整備を図るよう努めます。

⑩町立図書館等の協力を得ながら、読み聞かせやブックトーク、図書館運営や児童生徒の図書（文化）委員会活動の充実を図るとともに、より一層、発達段階に応じた図書が提供されるよう努めます。

※国際子ども図書館：平成 12 年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、日本初の国立の児童書専門図書館。

※学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

（3）図書館間の連携・協力等の推進

〈現状と課題〉

町立図書館では、児童書約２万４千冊を含む９万冊超の豊富な蔵書を活用して、保育園・幼稚園・学校図書館等への団体貸出及び定期配本を実施しています。

また、インターネットでオンライン蔵書目録を公開しており、家庭にいながら蔵書の検索・予約を行えます。

しかしながら、児童書だけでも年間約５千点といわれる新刊書が出版され、その多くが出版後間もなく品切れ・絶版等の理由で入手困難になる状況を考えるとき、自館の蔵書だけでは子どもの幅広い興味と関心に対応しきれない現状にあります。

絶版等により入手困難なものについては、岡山県図書館間相互貸借システムをはじめとする図書館間ネットワークを活用しながら、資料の収集・提供に努めていく必要があります。

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、さらには大学図書館や国際子ども図書館も含め、図書館同士が連携・協力していくことが大切です。

〈取り組み〉

①町立図書館と学校図書館は、子どもの読書活動を推進するため、人的交流を含めた相互の連携・協力を図ります。

②町立図書館は、学校等に対して図書の団体貸出及び定期配本を実施します。

③岡山県図書館間相互貸借システムをはじめとする図書館間ネットワークを活用した資料の確保と提供に努めます。

④町立図書館は、県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、国際子ども図書館等の子どもの読書活動に関わる図書館との連携・協力に努めます。

⑤教師・児童生徒の調べ学習や調査相談を支援します。

⑥町立図書館司書と学校司書、司書教諭等、教職員相互の情報交換に努めます。

4．子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等

子育てに悩みを抱える保護者がある中で、家庭教育への支援をより一層推進し、その取り組みの中で、読書活動に係る啓発をこれまで以上に充実して行くことが求められます。

また、全町的な取り組みの中で、学校・図書館等の教育機関や子育て支援関係機関、民間団体、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる当事者が、互いの立場や果たすべき役割について理解を深め、連携・協働していけるよう、関係を深めていくことが求められます。

（1）奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備

〈現状と課題〉

「第３次奈義町子ども読書活動推進計画」の策定に伴い、図書館、保育園、幼稚園、学校、公民館、福祉施設、子育て支援施設等を含めた広範な推進体制を整備する必要があります。

〈取り組み〉

・図書館、保育園、幼稚園、学校、公民館、福祉施設、子育て支援施設等を含めた広範な推進体制づくりと計画の推進に努めます。
・岡山県における子ども読書活動の推進拠点として、県内市町村が子ども読書活動を推進するための支援拠点として、岡山県立図書館の整備・充実を求めていきます。
・岡山県公共図書館協議会、岡山県図書館協会等、子どもの読書活動の推進に関わる団体等を通じた県内図書館間の相互協力に関するネットワークづくりに努めます。
・乳幼児期からの読み聞かせ等、家庭教育における本との触れ合いの重要性の啓発広報に努めます。
・司書教諭、学校司書、町立図書館司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実及び研修機会の周知に努めます。

（２）読書関連団体等との連携・協力の促進

〈現状と課題〉

奈義町内で活動している読書活動ボランティア、読書グループ等の個人、団体が相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動に広がりを与えるとともに、相互の強みを生かしながら子どもの読書活動を推進する大きな力を生み出します。

それらの個人や民間団体等の把握に努め、読書ネットワークの構築を支援することが課題になります。

〈取り組み〉

・読書活動に関わる個人や民間団体等の把握に努めます。
・情報の交換、収集、発信を行い、連携・協力の促進を図ります。

（３）「子ども読書の日」を中心にした啓発広報

〈現状と課題〉

「子ども読書の日」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

奈義町では、「広報なぎ」や防災行政無線放送、多機能情報端末（奈義ちゃんねる）、図書館報、ホームページ等の各種媒体を用いて、町立図書館で実施する子ども読書の日の行事や、関連事業（シンポジウムやフォーラム）の紹介等、啓発広報に努めてきました。

上記の取り組みに加えて、今後は、ＳＮＳ等のソーシャルメディアを活用しながら、より個々のニーズや価値観に応じたきめ細かい情報提供を行っていくことが重要であると考えます。

〈取り組み〉

・「子ども読書の日（４月２３日）」や春の「こどもの読書週間（４月２３日～５月１２日）」、秋の「読書週間（１１月３日文化の日をはさむ１０月２７日から１１月９日までの２週間）」を中心に、その趣旨にふさわしい行事を実施します。

・学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等が連携を図りながら啓発広報を推進します。

・ＳＮＳ等のソーシャルメディアを活用しながら、より個々のニーズや価値観に応じたきめ細かい情報提供を図ります。

（４）各種情報の収集・提供

〈現状と課題〉

現在、奈義町内には、子どもの文化活動や読書活動に関する活動を実践している個人や団体があり、学校、図書館、民間団体等におけるさまざまな取り組みに関して情報を収集し活用していくことが求められます。

また、図書館においては、地域住民等の関係者に対して、運営状況や子どもの読書活動の推進に関する取り組み状況等を把握するとともに、より一層の情報共有に努める必要があります。

〈取り組み〉

①学校、図書館、地域で活躍する個人や団体の把握に努めます。

②研修情報等の提供と情報共有に努めます。

③文部科学省が運用する「子ども読書の情報館」ホームページや、岡山県が運用する「おかやまどんどん読書（子ども読書活動の推進）」ホームページ等、子ども読書活動推進に関する情報サイトの紹介、情報提供を行います。

５．財政上の措置

奈義町は、図書館資料の計画的整備をはじめとする本計画に掲げられた各種施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

・事業費（図書館資料の整備、事業の実施等）
・施設・設備費（事業に必要な施設・設備の整備及び維持・管理等）
・人件費（人員の配置及び養成・キャリアアップのための研修等）
・上記の他、施策の実施に必要な経費

トピック：学校図書館図書整備等５か年計画（第五次）について

２０１７年７月５日、国は、２０１７年度から２０２１年度を実施期間とする、「学校図書館図書整備等５か年計画（第五次）」を決定しました。

計画の実施にあたり国は、地方財政措置として、学校図書館に係る経費の増額に加えて、主権者教育の普及に必要な高等学校への新聞配備、学校司書の配置に係る経費を計上しています。（普通交付税として算定）

【財政規模（総額）】

５か年で 合計 約 2,350 億円（単年度：約 470 億円）

2017 年度からの 5 年間で学校図書館図書標準の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置・拡充を図る

【内訳】

①学校図書館図書の整備

５か年で 合計 約 1,100 億円（単年度：約 220 億円）

うち増加冊数分：約 325 億円（単年度：約 65 億円）

更新冊数分：約 775 億円（単年度：約 155 億円）

②学校図書館への新聞配備

５か年で 合計 約 150 億円（単年度：約 30 億円）

うち小学校等 (1 紙)・中学校等 (2 紙) 約 100 億円 (単年度:約 20 億円)

高等学校等 (4 紙) 約 50 億円 (単年度：約 10 億円)

③学校司書の配置（新たに 5 か年計画に位置づけ）

５か年で 合計 約 1,100 億円（単年度：約 220 億円）

小・中学校に学校司書をおおむね１．５校に１名程度配置することが可能な規模を措置

読書好きな子どもを増やし、授業で新聞・図書を使って思考力や判断力や表現力を育み、探究的な学習活動を通じて子どもの情報活用能力を養うためには、学校図書館の充実が不可欠です。

奈義町では、上記のような国の動向をふまえながら、児童生徒の実情に応じた学校図書館の整備充実に努めていきます。